

締約国に関する情報 I L	イスラエル 一般情報	附属書 B 1 I L
国内官庁の名称	Israel Patent Office (イスラエル特許庁)	
所在地及び郵便のあて名	The Technology Park, Bldg. 5, Malcha, Jerusalem 96951, Israel	
電話番号	(972-2) 5651 705, 5651 685	
ファクシミリ装置	(972-2) 5651 616, 6468 070	
電子メール	pctoffice@justice.gov.il	
インターネット	http://index.justice.gov.il/units/rashamhaptentim/pages/ default.aspx http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Pages/ default.aspx (英語版)	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	なし	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
イスラエルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、イスラエル特許庁 又はWIPO国際事務局（附属書C参照）	
国内法令はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 国民による出願 ¹ 居住者による出願 ¹	
イスラエルが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	イスラエル特許庁（国内段階参照）	
イスラエルを選択できるか？	できる（PCT第II章に拘束）	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許、追加特許	
国際型調査に関するイスラエルの規定	なし	

[次頁に続く]

1 特許出願人はイスラエル特許法（5727-1967）第98条の規定を参照されたい：「イスラエル国民、イスラエル永住者又は国家に忠誠を誓わなければならないその他の者は、兵器若しくは武器又はその他の軍事的価値があるものを主題とする発明、又は第95条で扱う発明について、(i) 国防省から事前による承諾を得た場合、又は、(ii) イスラエルにおいてその発明に関する特許出願を行い、その出願から6箇月以内に国防省が第94条に基づく命令を行わなかった場合若しくは命令を行ったが効力を失った場合を除き、外国で出願してはならず、（直接又は間接的に）当該出願を提出させてはならない」。

I L	イスラエル (続き)	I L
国際公開に基づく仮保護	なし	
イスラエルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
イスラエルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及び あて名を提示しなければならない時期	要求されない。発明者が受理後の発明者氏名 (名称) の公開及び 特許原簿への記録を希望する場合には、公開前の受理通知の 受領日以前に管轄官庁にその旨を通知すべきである。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	